

(別紙様式4)

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 第13次鳥獣保護管理事業計画
意見募集期間 : 令和4年2月8日～令和4年2月28日
意見等の提出件数 : 43件(13人)

項目等	意見等の概要	県の考え方
鳥獣保護管理員について	鳥獣保護管理員について、1～2年ごとの研修を実施すべき。	鳥獣保護管理員に対する研修については、地方機関単位で実施することとしており(P40(4)研修計画参照)、今後も鳥獣保護管理員の資質向上のために必要な対策を実施します。
ドローンを用いた狩猟について	ドローンは、狩猟者、捕獲従事者にとって魅力的な分野です。ドローンの性能が想定以上に進歩するでしょうから、ルール制定が時局に合わせて流動的に必要と思います。技術を習得するために、経費と時間が相当かかることから、その技術が規制によって無駄にならないことを希望します。	ドローンを用いた巻狩りを含めた新たな効果的捕獲手法の推進のため、各規制の状況などを見極めながら県としても引き続き取り組んでいきます。
コウノトリ保護のための連携強化について	コウノトリについては今年度、当院に死亡個体が搬入され診察と診断を行いました。県と明石市とコウノトリの郷での連携のさらなる必要性が感じられました。東播磨地区に多数飛来していることから事故の対策も含めて手順の策定を要請します。	コウノトリ救護対応マニュアル等の策定を含め、今後も関係機関との連携強化により、実態に応じた対応が可能となるように努めて参ります。
兵庫県立総合射撃場(仮称)で鹿猪の解体実習について	射撃場で鹿猪の解体実習が実施されるのであれば、光学顕微鏡などの備品を御用意頂きたい。製品となる個体の病原性の鑑定や診断について、畜産肉と同等に対応されるのでしょうか。	解体実習のための必要備品の調達については、今後の射撃場整備のなかで検討させていただきます。また、ジビエの利用に必要な鑑定や診断等、法律に基づき保健所などの関係機関と連携しながら適切に対応します。
ツキノワグマの狩猟について	ツキノワグマについては、肉や毛皮等が有効に生かし切れていないと思われるため、毎年捕獲頭数を制定したうえで、狩猟希望者には専用のライセンスと捕獲時提出用タグを有償で発行して許可するなどの対応が必要になると思われる。	ツキノワグマの捕獲頭数については、ツキノワグマ管理計画に基づき、狩猟の可否及び狩猟頭数等を毎年決定しています。また、狩猟希望者に対しては、事前登録制により捕獲時の県に対する報告を指導徹底しています。なお、クマ狩猟にかかる有償化等については、現時点で検討していません。

<p>イノシシの管理目標について</p>	<p>管理指標としてイノシシSPUE 0.2以下を目安に加害個体の捕獲に向けた取り組みを行っている」と記載されているが、これは、有害捕獲に関する内容と思われますので、狩猟における取組について記載していただきたい。また、第3期イノシシ管理計画では、管理目標として密度生息指標くくりわなCPUEが採用されている。一方、第13次鳥獣保護管理事業計画ではイノシシSPUEが採用されている。両計画の整合性を図るため管理指標を統一するか、使い分けの基準を明確にしていきたい。</p>	<p>今計画から新たな管理目標として、くくりわなCPUE値を採用しており、SPUE値に関する記載は誤記であるため、訂正を行います。</p>
<p>くくりわなの制限解除の実施区域について</p>	<p>姫路市家島町は離島部であり、ツキノワグマの錯誤捕獲が発生しない地域である。近年、イノシシの生息数が急増しており、捕獲強化を図るためくくりわなの輪の直径が12cmを超えるくくりわなを使用する方法の禁止の解除について要望を行っていることから、姫路市家島町をくくりわなの制限解除の実施区域に加えていただきたい。</p>	<p>くくりわなの制限解除の実施区域に姫路市家島町を追記します。</p>
<p>イノシシによる生活環境被害について</p>	<p>姫路市家島町ではイノシシの生息数が急増し、集落内への出没が多くなっている。これに伴い、生活被害も多発していることから、次の記述を追加していただきたい。 4) イノシシによる生活環境被害等：姫路市家島町</p>	<p>イノシシによる生活環境被害の発生地域として、姫路市家島町を追記します。 4) イノシシによる市街地等における生活環境被害：六甲山周辺、姫路市家島町など</p>
<p>基本的な考え方について</p>	<p>人間はたんぱく資源を摂取するために殺生をせざるを得ないということを認めた上で、代用肉や培養肉への転換を進めるのが世界の潮流であろう。</p>	<p>本計画の内容とは直接関係のない意見であるため回答いたしません。</p>

ツキノワグマの 個体数管理につ いて	<p>狩猟禁止を解除する基準である800頭は環境省ガイドラインの安定的個体数を念頭に置いたものと考えられるが、ガイドラインで示されているのは成獣数である。成獣、幼獣別に推計せずに総個体数である800頭を基準として設定するのであれば、総個体数800頭で安定的個体群を維持できる根拠を示さなければならない。</p>	<p>当計画から、個体数推定は、近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会で実施した数値を採用しております。</p> <p>また、環境省のガイドラインでは狩猟禁止を解除する基準は400頭となっています。成獣に限定した推定個体数は得られていないため、個体数減少のリスクを回避するための措置として、800頭を狩猟禁止を解除する基準にしています。</p>
過去のツキノワ グマの推定手法 について	<p>これまでのクマ関連保護管理計画に記載された生息数推定値は「階層ベイズ法」という数学的にも統計学的にも破綻した手法を用いて過大推定されていた。今般の管理計画案では、過大推定は是正されている。過ちを認める姿勢は評価するが、過去に誤った判断で狩猟を許可したことの贖罪は必要。</p>	<p>当計画から、個体数推定は、近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会で実施した数値を採用しております。なお、過去の兵庫県が実施した個体数推定では、その時点までで得られた最新のモニタリングデータから推定モデルを構築することにより、推定精度は年々向上してきたことから、狩猟解禁当時の判断は適切であったと考えております。</p>
近畿北部・東中国 ツキノワグマ広 域保護管理協議 会に関する情報 公開について	<p>協議会の議事内容や資料は非公開となっているが、税金で運用しているのであれば、公開しなければならない。</p>	<p>本協議会に係る議事録等については、審議・検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思の決定の中立性が損なわれるおそれがある情報のため、会議等及び会議資料を非公開としています。</p>
くくりわなの直 径の制限解除に ついて	<p>くくりわなの直径の制限解除について、人間が罾にかかる恐れがあるため、いかなる理由があっても解除してはならない。また楕円形は禁止としなければならない。</p>	<p>くくりわなの直径の制限は、ツキノワグマの錯誤捕獲を防止するためのものであるため、本県においてツキノワグマの生息が確認されていない地域においては、捕獲効率を上げるためにくくりわなの直径の制限を解除しています。</p>
兵庫県森林動物 研究センターに 関して	<p>行政組織の一員として行政文書を作成しながら、情報開示請求に際しては県立大学の教員という立場を利用して秘匿している。</p>	<p>情報開示請求に対しては、兵庫県情報公開条例に基づき、公開内容を決定しています。</p>

<p>野生動物の生息数管理及び生息地管理について</p>	<p>「野生動物の数の管理、生息地の管理に反対する。野生動物が生存できる環境に対してこれを侵害しないことを求める。」 ①最近では捕殺ばかりに注力している。特にくくりわなは野生動物に大変な苦痛を与えます。 ②くくりわなは危険で残酷な罠である。鳥獣保護区であっても年中有害捕獲許可が出されている。このままでは野生動物の生きる場所はなくなると思います。 ③動物愛護管理法は、人と動物の共生がその基本原則であるが、森林伐採などで野生動物の暮らす場所が消滅したり、枯れ葉剤などの影響で餌場が減少したり、野生動物の生存環境は減少している。動物の命を尊重し、アニマルウェルフェアに配慮した対応が求められる。</p>	<p>野生動物は、豊かな生態系を形成する一方、一部の動物種の生息数の増加や生息範囲の拡大により、地域住民に多大な農林業被害と精神的苦痛を与え、人とのあつれきを生じさせています。このため兵庫県では、科学的な調査・研究に基づき、「生息地管理」、「個体数管理」、「被害管理」を状況に応じて組み合わせ、「人」と「野生動物」と「自然環境（生息地）」の関係を適切に調整することにより、人と野生動物との共存を図っていくことが重要であると考えています。</p>
<p>狩猟期間の延長について</p>	<p>捕獲強化のため、美方郡における狩猟期間を現行の「11月15日～3月15日」から「11月1日～3月15日」に延長してほしい。</p>	<p>第3期シカ管理計画で定める目標（令和8年度末までに全県単位のSPUEを1.0以下）の達成に向けて、美方郡内におけるシカ捕獲強化は最も重要な課題であるが、狩猟期間延長にかかる狩猟の適正化（狩猟事故防止や違反取締、円滑な登録事務の実施等）の観点も踏まえて、引き続き実施の検討を行います。</p>
<p>許可捕獲について</p>	<p>「被害の恐れがある場合においても許可する基準とする」とあるが、実害がないものに対して捕獲許可を出すことは禁止すべき。</p>	<p>有害捕獲許可は、被害を未然に防止するため、地域からの要望に応じて実施しています。</p>
<p>鳥獣の適正管理の実施について</p>	<p>「鳥獣の適正な個体数管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努める」という部分は「適正な個体管理」に変更すべき。</p>	<p>地域個体群の安定的な維持を図るため、個体数管理手法を実施しています。</p>
<p>有害捕獲班について</p>	<p>捕獲活動の違反を取り締まるためには、捕獲班の内部で監督するのでは公平性に欠けるため、定期的に自然保護団体など第三者の監査を入れるべき。</p>	<p>捕獲活動の違反については、鳥獣保護管理法ほか関係法令に基づき、警察及び農林振興事務所において対応しています。</p>

予察捕獲について	予察捕獲はすべきではない。実害のない案件に対する捕獲は、被害を防ぐこととは因果関係はないので、被害対策、生息地保全軸で考えるべき。	現在、兵庫県では予察捕殺は実施していません。なお、「生息地管理」、「個体数管理」、「被害管理」を状況に応じて組み合わせ、「人」と「野生動物」と「自然環境（生息地）」の関係を適切に調整することにより、人と野生動物との共存を図っていくことが重要であると考えています。
錯誤捕獲の防止について	ツキノワグマがくくり罠にかかった場合は、クマと対応に追われる人員の身の危険が担保されないため、県下ではくくり罠の使用を禁止すべき。	クマの錯誤捕獲がなくなるよう、罠の管理、設置場所、設置時期などについて、普及・指導します。
個体数管理に関する方針について	個体数管理はやめるべき。本来のクマの生息域である奥山などでの生存確認はできているのか。本来の生息域にはおらず、都市や里に出てきているのは生息域拡大ではなく生息域変更である。生息域変更なら、今後の共存・棲み分けを考えていく上でも、クマが本来いたエリアにはなぜいなくなったのかを調べるべき。	本県では、人と野生動物が共存するため、科学的な調査・研究に基づいた個体数管理が必要と考えております。
鳥類の飼養の適正化について	クマ、シカ、サル、イノシシに関しても、傷病鳥獣保護施設を整備すべき。交通事故や、個体数管理の激化により狩猟や個体数調整によるみなし子の鳥獣を生んでしまうことが近年多くあり、そうした野生鳥獣を一時保護し、自然界に適応できるようになってから放鳥獣できる施設を作っていただきたい。	野生動物は自然界において生育するものであり、本県では傷病鳥獣を保護する施設の整備などは検討していません。
基本的な考え方について	計画案は野生動物の保護よりも管理に多くの力をそそいでおり、「生命の尊厳に対する配慮」が不足している。	管理手法については、鳥獣保護管理法の趣旨に基づき、鳥獣保護管理事業計画等において規定しています。
わなの使用に当たっての許可基準について	くくりわなの直径について、長方形型のくくりわなで被害を受けている野生動物を保護するために、直径 12cm 以下を徹底させなければならない。	錯誤捕獲を防止するため、罠の構造、罠の管理、設置場所、設置時期などについて、普及・指導します。

鉛中毒を防止するための捕獲許可の考え方について	そもそも鉛弾の使用を禁止すべき。	国の指導及び鳥獣保護管理法に基づき、適切指導を実施します。
鳥獣の生息状況について	本文中に「生息域の拡大などによる被害発生地域の拡大などが予測される」とあるが、正しくは人間の社会活動により本来の生息域が減少したことによる「生息域の変化」である。	ご指摘の記述については、生息数推定及び目撃情報等の科学的なデータに基づき検証した結果、生息域の拡大と判断しています。
鉛製散弾について	鉛製散弾は全面使用禁止にすべき。	国の指導及び鳥獣保護管理法に基づき、適切に指導を実施します。
狩猟者の確保育成対策について	「狩猟の魅力に触れてもらう」という命を殺す遊びを奨励するような狩猟者育成対策は問題である。	狩猟者を確保育成することは、農林業被害軽減のため必要な施策であると考えております。
とらばさみを使用した方法での許可申請について	とらばさみは残酷・残忍であるので、廃止すべき。	国の指導及び鳥獣保護管理法に基づき、適切に指導を実施します。
狩猟期の報償金制度等について	報償金制度ではなく、やむを得ない場合に適切な狩猟を行う専門チームを編成し、さらには人と動物の共生を目指すべく、人里や農地を隔てる策等で害獣被害を減らす方向に進んでいくことを望みます。	狩猟期の各種報償金制度については、農林業被害軽減のため、必要であると考えております。
個体数管理について	個体数を管理することより野生動物が山で住めるようにすること、人里へ呼び寄せる原因をなくす、防ぐことを徹底していけば、共存できると思います。	「生息地管理」、「個体数管理」、「被害管理」を状況に応じて組み合わせ、「人」と「野生動物」と「自然環境(生息地)」の関係を適切に調整することにより、人と野生動物との共存を図っていくことが重要であると考えています。
狩猟の魅力発信について	基本計画の中の不適切な言葉「普段の生活で狩猟に関わりのない県民に狩猟の魅力に触れてもらう」という言葉などを使うべきではないと思います。削除を求めます。野生動物を殺す狩猟を楽しいことだと子どもたちに伝えることをなぜするのですか。	狩猟者を確保育成することは、農林業被害軽減のため必要な施策であると考えております。

兵庫県立総合射撃場（仮称）について	三木市の山に狩猟のための施設を作ることは断固反対です。	射撃場を整備することは、狩猟者確保育成のため必要な施策であると考えております。
野生鳥獣対策全般について	現在の方法は調和、共存とは名ばかりの捕殺のみ。動物達本来の住処や餌場を奪ったのは人間ですから、再生に尽くすべき。銃による事故防止のため狩猟者に対する厳しい教育も必要。	里山の荒廃に対しては、県民みどり税を活用した広葉樹の植林などによる生息地管理にも努めています。市街地の住民に対しては餌付け禁止・ゴミの放置禁止などを周知しております。また、狩猟者のマナー向上については、法令遵守のための講習などを適宜実施します。
捕獲ありきの生息数管理について	捕獲ありきで罠を用いることに反対です。くくり罠は特に錯誤捕獲の危険性が高いものであり、錯誤捕獲は希少な野生動物の殺傷と同義であるため、SDGsの観点からも可能な限り避けるべき。やむをえない捕獲を行う場合にあっても、対象の野生動物が感じる苦痛は最小限にすべきであり、アニマルウェルフェアの観点からも、苦しむ時間の長い罠を使用すること自体に問題があります。殺処分従事者へのメンタルヘルスへの配慮も必要です。そのため、殺す数が少ないに越したことはなく、捕獲ありきの計画を見直す必要があります。	くくり罠については、捕獲強化のための有効な捕獲手法であると考えております。錯誤捕獲については、適切なものの設置・管理を指導徹底して参ります。
狩猟促進と兵庫県立総合射撃場（仮称）について	捕獲ありきで安易な狩猟の促進であり反対です。特に、県立総合射撃場（仮称）を整備については森林を切り開いてまで設立する必要性に乏しく、税金の無駄遣いであり、強く反対します。また、動物愛護法の趣旨に鑑みれば、捕獲は止むに止まれぬ最終手段としてとらえるべきで、ハンターを無理に増やすことで、ハンターの質に目を瞑り、質の低下を招く恐れがある。	射撃場を整備することは、狩猟者確保育成のため必要な施策であると考えております。
鉛弾の使用規制について	鉛弾の使用規制を希少動物の生息域に限定する合理性は無く、県内全域で速やかに禁止すべき。	国の指導及び鳥獣保護管理法に基づき、適切に指導を実施します。

鳥獣管理対策調査について	兵庫県は森林動物研究センターが調査研究を実施しており、すでに一定の実績もあるため、「特に重要な種については、鳥獣種それぞれの特性に応じた現地調査を実施する。」旨を加筆すべき。	ご指摘のとおり追記します。 (13次計画 P39)
鳥獣保護管理思想の普及方針について	県民の意識の底上げのため、学校教育の中に、鳥獣保護管理思想を学ぶ授業の確立を目指してもらいたい。「学校教育における機会の創出を検討する。」旨を加筆。	ご指摘のとおり追記します。 (13次計画 P46)
計画の策定プロセスについて	兵庫県野生動物保護管理運営協議会の会議の時間は短く、他獣種に及ぶため、根本となる調査結果の評価を行ったり、疑問への回答をもらう時間がない。全員があつまる会議の前に、調査結果の評価や、今後の項目等について検討する専門家委員による会議を別途設定することが必要。	調査結果の評価や、今後の項目等について検討する専門的知見を有する委員による会議を別途設定するように検討します。
被害対策への取組について	被害対策に対する市町の関与を深め、市町が主導的に取組むよう記載を改める。	市町は被害防止計画を策定するとともに、有害捕獲や防護柵設置などの事業主体であることから、県、関係団体とも連携して、地域住民による主体的な取り組みを積極的に支援して被害対策に取り組んでいます。 なお、第13次鳥獣保護管理事業計画の16pの第2章第2-3の(1)の⑩のアに市町が主体的に取り組む内容を記載しました。